

国際会計基準における会社の範疇

森 井 昭 顕*

は し が き

1973年世界で容認される会計基準を設定し、それを普及させることを目的に、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) が、日本を含む先進9カ国の会計士団体によって設立された。国際会計基準委員会 (IASC) は、国際会計基準 (International Accounting Standards) が世界中で通用するのに必要と思われる全項目について、1998年春の完了を目指し会計基準を設定する作業を進めてきた。

これに先だち1987年以来、政府機関で構成される国際組織である証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions) は、国際会計基準委員会の諮問グループのメンバーとなり、財務諸表の比較可能性プロジェクトの起草委員会に代表を送り、包括的コア基準の完成を条件に、国際会計基準に準拠した財務諸表の策定が行われた。

国際会計基準 (IAS) は投資家に対して企業の正しい姿を伝えることと、世界の企業を同一の基準で比較できることを目標に、必要なすべての項目に関する会計基準を設定しようとしているのである。従って国際会計基準委員会 (IASC) は各国の職業会計士団体から構成される民間の会計基準設定機関であり、加盟団体に加盟国の財務諸表が国際会計基準 (IAS) に準拠して作成されるように、政府、会計基準設定団体、証券監督者、産業界等を設得するために、最善の努力を払うことを責務としているのである。

国際会計基準は、⁽¹⁾ 企業にとっての利害関係者が投資家、債券者、株主、従業員、取引先、金融機関、消費者、地域社会、国家などである。それぞれがそれぞれの立場や目的から企業情報を利用する点に着目し、会計目的を利害関係者が経済的な意

* 広島経済大学経済学部教授

(1) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年，pp. 29～30を参照。

思決定を行う際に、必要な情報を提供することである。利害関係者は企業の置かれている状況によって、利益を得たり損失を被ったりする。利害関係者の基本的行動は、経営状況が悪化すればその企業との関係を断つであろう。逆に経営状況が良ければ、その企業との関係を一層深めようとするであろう。

国際会計基準⁽²⁾は財務諸表を作成する場合に守らねばならないグローバル・スタンダードである。外国での資金調達、外国企業の買収・合併 (M & A)、外国企業へのポートホオリオ投資または貸付け、外国企業との合併、技術提携、その他重要な取引を開始する際に、財務諸表は取引の相手方に提供され、その意思決定のための重要な情報源として用いられるのである。また海外子会社および支店の財務諸表は、本国の親会社の財務諸表に連結され、連結決算書の作成のために用いられる。それ故に国際会計基準委員会は時価評価をする会計基準を決定したのである。もはや時価会計基準が世界の会計基準の主流になっているのである。

わが国の会計制度も連結財務諸表、キャッシュ・フロー計算書、子会社資産および負債の時価評価、税効果会計、年金会計、金融資産の時価評価が導入されることになった。2000年3月期から、企業の財務諸表の作成、経営情報の開示、株式公開企業の決算などが、親会社単独から子会社を含めた連結決算が中心となるのである。連結決算を情報開示の中心に据えるのは、グループ全体の経営実態を有価証券報告書に正しく反映させ、投資家に適切な投資情報を提供するためである。

事実2001年には金融商品市場で評価し、それを決算に反映させる時価会計が導入される。さらに国際会計基準 (IAS) では、金融商品だけでなく、土地等にも時価会計を認め、決算書から含み益の追放を目指している。つまりこのことは含み益を緩衝材として事業リスクをとったり、安定配当を維持してきた日本的経営の崩壊を意味するものである。

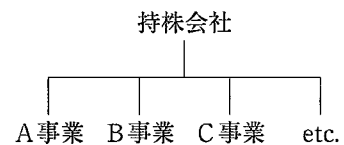
このような国際会計基準は上場企業のみならず、全企業に全般的に取り入れられる可能性は近いといえる。そこで本稿において国際会計基準に沿って順次まとめてみたいと思う。本稿をまとめるに際しては、参考文献のみならず、私自身が長年月に亘って読み続けた日本経済新聞に負う所も多いのである。しかしながら私自身は会計関連の専門家ではなく、浅学の故に理解の誤謬等も少なくないと考える。それでは何故このような問題を取り扱うのかといえ、国際関係に横たわる問題であるからである。一つ会計関連のみならず、移転価格税制の問題とも関連し、国際関係の問題を取り扱う場に、これらを念頭に入れ考慮する必要性が生じているからに外な

(2) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年，p. 221を参照。

らない。より一層複雑化する国際社会の仕組みを十分に理解していなければ、狭い路地で狭い場所のみを歩んでいるのに似ているからである。さらには金融ビッグ・バンに対して、このような会計ビッグ・バンによっても、わが国の経済産業構造が大きく変革すると考えられるからでもある。わが国の構造改革にどのように対処し、生きて行く力量を養わねばならないかが、21世紀初頭からわれわれに投げかけられているからである。

I. 持株会社制度

平成10年（1998）1月に解禁された純粋持株会社とは、子会社の株式だけを所有し、子会社の経営を管理する会社のことである。つまり持株会社自体は実際の営業活動を行うのではなく、営業は子会社が行い、持株会社、言い換えれば親会社は子会社からの配当金や経営指導料のみを受取るのである。持株会社が必要となった背景は、バブル崩壊以後の経済停滞と嗜好の多様化、製品のライフサイクルの短命化などの要因によるものであり、消費者の需要に迅速に対応するため、意思決定の迅速化、そして組織を縮小し、レスポンスの必要からである。



持株会社制度のメリット（Merit）⁽³⁾は新事業への参入、撤廃、合併・買収（M & A）が容易になることである。また一事業会社で少数の人により、少数の事業に専念するために、意思決定が機動的になることである。さらに各事業に適した組織、内規が作りやすくなり、評価や待遇での社員間の不満がなくなることである。創業者一族を安定した地位につけることができ、事業承継が容易になり、事業承継の後継者の育成に便利であることなどがあげられるであろう。

その反面、持株会社に対するデメリット（Demerit）⁽⁴⁾もある。それは資本が集中し、一部の一族による独占的支配が続く恐れがあることである。大規模なグループ企業の持株会社は株式を公開し、連結財務諸表をディスクロージャ（Disclosure）する必要がある。また持株会社の経営者の意思決定がすべてを決めることになり、グループ企業全体の浮沈を決定することになる。逆に権限委譲不足の場合には意思決定のスピードがダウンし、現在の親子会社システムよりもむしろ非効率的な会社

(3) 澤 昭人，濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン，東洋経済新報社，1999年，pp. 44～45 を参照。

(4) 澤 昭人，濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン，東洋経済新報社，1999年，pp. 48～49 を参照。

運営になる可能性がある。さらに事業ごとに会社を分割するために、情報が分断化される恐れがあり、グループ企業にとって各子会社の損益を悪化させることもあり得る。また持株会社と子会社の従業員との関係も不明確になることも考えられるのである。

持株会社に対する税務上の問題点⁽⁵⁾は、譲渡益課税、つまり持株会社制への移行に際して会社分割による譲渡益課税が多額になる可能性がある。また受取配当金の益金不算入、つまり持株会社は子会社からの受取配当金のみが収益源であり、受取配当金は税務上益金に算入されない。また持株会社の費用はすべて欠損金として繰延べられる。さらに役員償与は税務上損金に算入されないことになる。

新規に子会社を設立する場合は、現物出資、すなわち会社の財産を対価とするケースと、財産引受、つまり株式は金銭で払い込み、会社設立後に財産を会社へ譲渡すると約束するか、または事業設立後2年以内に財産を会社へ譲渡するというケースが考えられる。いずれの場合でも親会社の財産を子会社へ移転するに当たって、税務上は譲渡として取扱われる。その場合、時価で譲渡したとして処理され、簿価との差額が譲渡益となり、譲渡益に課税される。しかし実質的には子会社株式の所有形態によって、その財産を親会社が支配下に置いていることには相違ない。そのため一定の条件を満たす場合には、出資財産の譲渡差額だけ、子会社の株式の帳簿価額を圧縮して記載し、譲渡益を消滅させることも認められている。

本節の持株会社については後述の子会社の範囲に関するものを参照にして、連結決算および連結納税制を考慮されることが肝要である。

II. 子会社の範囲

株式の取得は株券の入手が目的ではなく、株券で代表される株主権である。具体的には経営参加権や子会社の資産と負債、つまり純資産に対する残余財産請求権を取得するのが目的である。経済的には子会社株式を100%取得すれば、子会社の純資産100%を取得したこととなる。株式の取得比率が100%未満の場合には、その株式持分の割合だけ子会社の純資産を取得したこととなる。会社の経営権を支配すれば、その会社はもちろん子会社になるのである。

連結決算では企業集団の財務内容と業績を示すのが目的であり、連結決算を行うためには、企業集団のなかで支配的従属関係にある連結対象企業を特定しなければ

(5) 澤 昭人，濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン，東洋経済新報社，1999年，pp. 50～52 を参照。

ならないのである。

国際会計基準（IAS）においては、発行済株式総数の過半数を所有しているかどうか、支配力の判定基準を求める特殊基準と発行済株式の過半数を支配している支配力基準とを採用している⁽⁶⁾。すなわち国際会計基準では、例え発行済株式を所有してなくても、取引および役員派遣、資金援助などの関連を通じて、他の企業の経営を実質的に支配できる経済的事実関係に、その判断基準を求めているのである。

1) 持株基準による連結の範囲

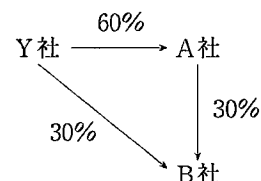
議決権のある株式の発行済株式の総数の50%を超える株式を、親会社が保有している場合である。

例えば、Y社がA社の発行済株式の80%を持ち、
 A社がB社の発行済株式の51%を持っているケー Y社 $\xrightarrow{80\%}$ A社 $\xrightarrow{51\%}$ B社
 スでは、Y社のB社に対する株式の持分比率は $80 \times 51 = 40.8\%$ になる。しかし子会社であるA社がB社の株式の51%を所有しているのであるから、B社は連結決済の対象子会社に該当するのである。それはA社がY社の完全支配下にあるからである。

2) 支配力基準による連結の範囲

持株基準によって子会社とならなかった場合でも、40%以上の株式を所有し、さらに親会社が当該会社に対して支配力を持っている場合である。ここで支配力とは当該会社の意思決定機関を支配しているという事実が認められる場合である。具体的には議決権の行使をしない株主がいるために、株主総会において議決権の過半数を継続的に所有することができる場合か、役員および関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占有することができる場合か、役員もしくは従業員である者またはそうであった者が、取締役会のメンバーの過半数を継続的に占めている場合か、重要な財務および営業方針の決定を支配する契約等がなされている場合か、いずれかに該当する場合には、支配力を持っているとみなされる。

例えば、Y社がA社の発行済株式の60%を所有し、さらにB社の株式を30%占有しているとする。A社はB社の株式をY社と同様に30%持っているケースである。Y社のB社に対する株式持分比率は $30 + (60 \times 30) = 48\%$ となる。しかしY社とA社は一つの会社とみなせるから、その一つの



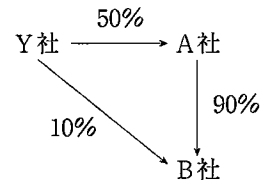
(6) 澤 昭人，濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン，東洋経済新報社，1999年，pp. 84～87，および白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年，pp. 173～180を参照。

会社とみなされる会社が合わせて60%の株式を所有しているから、B社は連結対象の子会社に該当するのである。

3)

連結子会社から除外されるのは、支配が一時的であると認められるか、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせる恐れのある場合には、非連結子会社とみなされる。

例えば、Y社がA社の発行済株式の50%を所有し、B社の株式の10%を占有しているが、A社はB社の株式の90%を有しているケースである。この場合Y社のB社株式に対する持分比率は $10 + (50 \times 90) = 55\%$ となる。しかしY社は



A社の発行済株式の50%を所有しているのであるが、A社がY社の指示に絶対服従するという保証はない。従ってB社はY社の子会社に該当しないのである。

持株基準では親会社が相手会社の議決権のある発行済株式総数の50%を超えて株式を所有している場合には、両会社は支配的従属関係にあるとみなされる。子会社の子会社つまり孫会社の場合、例えば親会社が子会社の株式の70%を所有し、その子会社が他の会社すなわち孫会社の株式の60%を所有している場合には、親会社の孫会社に対する持分比率は $70 \times 60 = 42\%$ になる。しかし持株基準では連結範囲の決定からこの孫会社は子会社になる。何故ならば親会社は子会社の株式の70%を所有し完全にその経営を支配しており、その子会社は孫会社と支配従属の関係にあるからである。

経済的には親会社と子会社は単一の組織体とみなされる。その単一組織体が孫会社の株式の過半数を所有している場合には、親会社は孫会社を実質的に支配しているということになる。ただし孫会社は連結決算の対象子会社になるのであるが、孫会社の損益のうち連結決算に含められる損益は、親会社の持株比率に限定される。

連結決算は企業集団を単一の組織体とみなし、企業集団の財務内容と業績を示すことを目的としているのである。親会社が実際に支配し、経営を担っている子会社はもちろん連結に含まれる。しかし子会社の経営を子会社の経営者にすべて一切を任せている場合においても、いつでも子会社の経営に口出しできる場合には、親会社が経営成果について責任を持っているといえるから、このような子会社すべては連結の対象になるのである。

すなわち戦略上質的重要性のある子会社、つまり中長期的に戦略上重要な子会社、また親会社の一業務部門、例えば製造、販売、流通、財務等の業務を全部または重要な一部を実質的に担っている子会社、さらにセグメント情報のデスクロージャー

に重要な影響を与える子会社、および多額な含み損失やその発生の可能性が高い重要な偶発的事象を有している子会社は、必ず連結子会社に含めなければならない。

ただし連結しても連結決算に及ぼす影響が大きくない小規模な子会社は、連結の範囲に含めない。それには子会社の重要性に対する判定基準として、資産基準、売上基準、利益基準および剰余金基準算式がある。この算式で3～5%以下になるような範囲の子会社であれば、通常非連結子会社つまり重要でない子会社と判断されるのである。

$$\text{資産基準} = \frac{\text{非連結とする子会社の総資産合計}}{\text{親会社および連結とする子会社の総資産合計}}$$

$$\text{売上基準} = \frac{\text{非連結とする子会社の売上高合計}}{\text{親会社および連結とする子会社の売上高合計}}$$

$$\text{利益基準} = \frac{\text{非連結とする子会社の持分に見合う損益合計}}{\text{親会社および連結とする子会社の持分に見合う損益合計}}$$

$$\text{剰余金基準} = \frac{\text{非連結とする子会社の持分に見合う剰余金合計}}{\text{親会社および連結とする子会社の持分に見合う剰余金合計}}$$

いずれの場合にも3～5%以下になると、分子の子会社は重要でない子会社と判断される。つまりこの範囲内であれば非連結子会社とすることができるのである。

また更生および整理会社のように、裁判所の選任する管財人に経営が委ねられ、親会社の経営支配権が及ばない子会社、破産および清算会社のように、事業を継続して遂行できない会社は連結決算の子会社に該当しない。さらに親会社が長期間子会社を支配することを意図していない一時所有子会社、為替管理が厳しいために配当などの送金が自由に行なえない国にある在外子会社は、例え持株基準から判断すれば親会社が過半数の株式を所有していても、連結対象の子会社に該当しないし、一時所有子会社と為替制度の厳しい国にある子会社は、連結決算に含めてはならない子会社である。

Ⅲ. 関連会社と持分法

重要性が乏しい非連結子会社や関連会社の業績を、連結財務諸表に反映させるために持分法がある。すなわち持分法とは親会社が子会社などに経営に対する支配力を持たない関連会社の業績を、連結決算に反映させる方法である。持分法では個別

(7) 澤 昭人, 濱本 明著; ひとめでわかる会計ビッグバン, 東洋経済新報社, 1999年, pp. 88~89, および白鳥栄一著; 国際会計基準, 日経BP社, 1998年, pp. 193~194 を参照。

の財務諸表を合算せずに、投資有価証券と持分法による投資益の勘定科目を使って連結財務諸表に業績を反映させる手法なのである。つまり持分法は関連会社の毎会計年度の業績を関連会社に対する親会社の持分の増減としてとらえ、それを親会社の業績の一部として毎会計年度に反映させる会計手法である。具体的には関連会社の損益つまり業績に、親会社の株式の所有割合を乗じたものを、親会社の貸借対照表に載せる関連会社の株式、つまり投資勘定の評価増減としてとらえ、それを毎会計年度の親会社の損益に計上する。関連会社とは経営を支配するまでにはいかないが、人事、資金、技術および取引などの関係を通じて、財務や営業方針に重要な影響を与えることのできる企業をいうのである。すなわち原則として子会社以外の他の会社の議決権の所有割合が20%以上50%以下で実質的に所有している会社は、関連会社となるが、当該議決権の20%以上の所有が一時的であると認められる場合は除外されている。また他の会社に対する議決権の所有割合が20%未満であっても、一定つまり15%以上の議決権をもち、当該会社の財務および営業方針の決定に対して、重要な影響力を与えることができる事実が認められる場合には、関連会社となるのである。

持分法適用の会社が関連会社である場合には、当期純利益について、そのうち親会社の持分の割合に相当する金額だけ投資有価証券勘定を増やし、相手勘定として持分法による投資損益勘定に計上し、連結財務諸表に持分法適用会社の利益に反映させる。また持分法適用会社が関連会社の場合には、未実現利益の親会社の持分相当額だけ消去する必要があるが、投資有価証券を未実現損益額だけ減額し、相手勘定として持分法による投資損益に計上する。

親会社が子会社の株式を100%所有していない場合、子会社には親会社以外の株主つまり外部株主が存在し、外部株主も子会社の純資産に対して持分を所有する。その持分は連結貸借対照表で負債側に少数株主の持分として記載される。100%未満所有の子会社の場合、経営支配権は親会社に握られているが、少数株主も子会社の株主であるから、経営に対する発言権、正味財産に対する分配権、利益の分配権など、法律上の株主権を持つのである。その経済的効果を示すために、少数株主の持分として連結決算書に表示する。この少数株主の持分は連結貸借対照表の負債と資本の間に表示される。外部株主の子会社に対する投資リスクは投資額の範囲に限られる。つまり有限責任であるから、外部株主はそれ以上の負担を強られることはないのである。

少数株主の持分を毎会計年度に増減する方式で扱い、毎年の増減分を連結損益計算書の末尾に少数株主の損益を示す。つまり親会社が100%所有の子会社でない場

合には、子会社の利益のうち外部株主に配分しなければならない分があり、その分だけ親会社の持分を減少させなければならない。それを連結損益計算書に少数株主の損失として表示される。100%未満所有の子会社が利益を出した場合、利益のうち外部株主の持分は連結損益計算書では少数株主の損失として表示されるのである。その分だけ連結貸借対照表では、少数株主の持分つまり外部株主への債務が増加するという訳である。

連結決済に反映する関連会社の範囲も2000年3月期から拡大する。子会社以外のグループ会社のうち、子会社による保有分も含む持株比率が20%以上の会社に加えて、持株比率が20%未満のグループ会社でも、その会社の経営に実質的な影響力を及ぼしている場合は、関連会社とみなされる。持株比率が15%以上、また親密な取引先などと合せた持株比率が20%以上の場合も、役員の派遣や取引関係などを通じて重要な影響を及ぼしていれば、関連会社と考えられる。そして持株比率に応じて損益を比例配分し、損益計算書に持ち分法投資損益として計上されるのである。

IV. 企業の買収と結合

企業の経営権を支配する権利を獲得するには、株式を取得して子会社による方法と吸収合併⁽⁸⁾する方法がある。国際会計基準では、合併株式取得は同じ経済効果をもたらす経済取引とし、合併と株式取得を企業結合として同一の会計処理を行う。つまり取引の経済的実質を重んじ、実質を重んじる会計処理をする。

国際会計基準では、株式の取得や合併という経済行為は双方とも相手企業の経営を支配し、一つの企業体に統合するものとみなす。従って経済的には同質の事象である。経営支配は利益を得るための企業行動であり、相手企業の財務や経営方針を左右する支配力を獲得することによって実現する。合併も株式取得もそのための手段にほかならないのである。

結合企業のうち一方の企業が結合後の企業を支配する場合、実質的には一方の企業が取得企業なのであるから、この企業結合は企業買収とみなされる。すなわち一方の企業が発行済株式の過半数を所有するなどによって議決権の過半数を握り、また取締役会の過半数を握ったり、契約などにより財務および営業方針を左右する権限を持つなどは、企業買収とみなされる企業結合である。一方の企業が他企業の株式を現金で取得するのは、典型的な企業買収である。

国際会計基準では、結合企業の企業規模に大きな格差があれば大きい方が買収企

(8) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年，pp. 206～216 を参照。

業とみなされ、また企業結合が現金と株式の交換により行われた時は、現金を引き渡した企業が買収企業とみなされ、さらに結合後の企業の役員選出に当たり、支配的な立場にある企業が買収企業であるとみなされ、企業結合をパーチェス法で会計処理されるのである。

パーチェス法とは企業結合の一方の当事者が他方を買収した場合に、つまり相手企業を買収したのであるから、買収企業が被買収企業の引き継いだ資産および負債を時価で処理する会計手法である。被結合企業の時価での資産および負債の対価が、現金総額および結合企業の株式であれば、その発行株式の時価総額が買収金額になる。買収金額は引き継いだ資産および負債の時価会計額と異なるのが普通であるから、その差額は主として営業権つまりのれん代として取り扱われるのが通例である。

買収側企業がどちらか特定できないような企業結合は、持分の結合と判断される。結合前の企業株主は、結合に当たりそれぞれの企業の資産および負債などの経営資源を持ち寄り、それを一つに結合することによって、結合後の期待利益と経営責任を平等に分ち合うという企業合同は、持分の結合とみなされる。つまり結合前企業の経営体が、結合後もそのまま生かされる企業合同を持分の結合と称されているのである。持分の結合と認められる企業結合では、結合前の企業の資産および負債は、すべて帳簿価格で結合後の企業に引き継がれる。いわゆる持分プーリング法と呼ばれる会計方法である。

すなわち持分の結合とは結合前の株主の持分がそのまま結合後も企業に引き継がれる持分の共有を意味している。従って結合前の企業の資産および負債は、帳簿価格で結合後の企業に引き継がれるのである。つまり結合前の資本も帳簿価格のまま結合後の企業に引き継がれる方法を、持分プーリング法というのである。すなわち持分プーリング法を適用する場合には帳簿価格で資産および負債を引き継ぐために、結合企業の連続性は企業の結合後も保たれることになる。企業結合の経済的実態に即して、その主旨を生かす会計が国際会計基準であるといえるのである。

企業が合併する場合に同じ事業を営む部門を統合したり、また優良部門を取り出して別会社にすることで、効率化と収益向上が見込まれるとする会社分割制度がある。それには分割により企業の一部門を切り離して分割し、会社の営業などを承継させ、新たな会社を設立する新設分割制度と、既に存在する他の会社に分割して、会社の営業および事業部門等を受け継がせる吸収分割制度がある。吸収分割制度は大企業による中小企業の優良部門を吸収する合併などが考えられる。そこで大企業が自らの総資産か、発行済み株式総数の50%に満たない中小企業の事業部門を吸収する場合に、株主総会の特別決議を必要としないようにする商法改正が想定されて

いる。

会社分割に際し発行する株式の割当て方法として、分割する会社に割当てる方式つまり分社型と、分割する会社の株主に割当てる方式つまり分割型がある。分割手続きは新設分割の場合分割計画書の作成、吸収分割の場合分割契約書の作成を必要とし、それら分割計画書などの事前開示、また分割計画書などの株主総会での特別決議による承認、反対株主の株式買取り請求権、債権者保護手続き、分割の登記、分割事項を記載した書面などの事後的開示などであるが、一定の条件を満たせば株主総会の特別決議を省略して分割できる簡易な分割手続きをも整備するとしている。分割により設立した会社などは、分割計画書の定めるところにより、分割した会社の権利義務を包括的に承継するのであるが、分割手続き等に瑕疵があった場合には、株主等は分割無効の訴えを提起することができるのである。

新設分割は企業が合併する場合に同じ事業を営む部門を統合したり、優良部門を取り出して別会社にしたりすることで、経営の効率化および収益の向上が見込まれるであろう。また吸収分割は主として大企業による中小企業の優良部門の吸収合併を想定しているのであるが、国際会計基準の侵透によってより一層進行するものと考えられる。

会社分割により従業員が転籍や移動になる場合には、分割計画を承認する株主総会の2週間前までに、従業員と労働組合に通知することが、会社に義務づけられている。また従業員も異議の申し立てができるのである。

分割される部門以外で主として働いている従業員が、分社化によって新設する会社や分割部門が吸収される既存の別会社に転籍させられる場合、または分割部門の従業員が元の会社の他部門に配置転換される場合には、異議を申し立て、転籍や移動を拒否することができる。ただし異議申立期間は会社からの通知日から株主総会の前日までとなっている。

会社と労働組合との労働協約については、原則として分割される新会社に継承されるものとし、承継されない事項については、会社と労働組合との間での合意が必要である。しかし人員の移籍などをともなう営業譲渡については、異議申し立てをはじめとする労働者保護策は想定されていないのである。

V. 存外子会社の決算方法

国際会計基準では在外子会社や在外支店が⁽⁹⁾、親会社から独立しているかどうか

(9) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経B P社，1998年，pp. 200～205を参照。

よって、為替レートの換算方法を変えるのである。すなわち在外事業が親会社の事業活動と不可分、つまり親会社の事業活動の単なる延長なのか、または在外事業が親会社から経済的に自立して、親会社とは個別の独立体なのかで区分し、それぞれ異なった換算方法を適用しているのである。

国際会計基準では資金繰りを含め、日常活動のほとんどを親会社に頼る在外事業体は、それが支店であっても在外子会社であっても、決済書の円換算にはテンポラル法を適用する。テンポラル法とは、親会社の取引であるかのように換算する方法である。つまり在外支店のすべての取引伝票が毎日本店に送られ、それを本店がその日の為替相場で円に換算し、全取引を記帳するという方法である。このような在外事業体が行う取引の為替変動リスクは、すべて親会社が負担することになる。

国際会計基準では自立経営を行っているならば、存外子会社であっても在外支店であっても、決算日レート法を適用する。決算日レート法とは、基本的に外貨での貸借対照表および損益計算書の全項目を、連結決算日の為替相場で円換算する方法である。決算日レート法で決算書を円換算すれば、会計年度中の為替変動の影響を一切受けなくて、円の決算書が完成されるというメリットがある。

国際会計基準では、親会社の円の投資勘定と存外子会社の資本金の決算日レート法による円換算の差額は、親会社の在外子会社への投資時から連結決算日までの間、為替相場の変動に起因するものと考えている。つまりこの差は為替相場の変動から生じる親会社の海外投資額が目減り、または上積みを示しているのである。このような為替相場の変動損益を為替換算調整勘定、つまり換算差損益として、連結貸借対照表の資本または株主持分を直接増減させるような方法をとっているのである。為替換算調整勘定とは、投資財と決算日との間、為替相場の変動分だけ、円の投資勘定と資本金の金額に差額が発生するから、連結決算書を作るときには、この差額を調整しなければならないので、このような勘定項目を設けている。また為替換算勘定を換算差損益勘定とも称されている。

VI. コーポレート・ガバナンス

国際会計基準 (IAS) を採用する目的は、投資家に正しい情報を提供し、自企業への投資を拡大することである。それには企業自体のチェック体制が必要である。このような包括的企業統轄がコーポレート・ガバナンス (Corporate governance) である。コーポレート・ガバナンス⁽¹⁰⁾とは経営方針の決定、経営陣の選任および解任、

(10) 澤 昭人、濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン、東洋経済新報社、1999年、pp. 198～200 を参照。

経営陣のコントロール等を含む概念である。

企業のチェック機能は株主、株主総会、公認会計士、監査法人によって構成される外部統制と、取締役会、監査役、監査役会つまり組織内の内部統制機構によって構成される内部統制に大別できる。企業のチェック機能で最も基本的で、かつ重要なものが内部統制である。内部統制は業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守等である。それらの目的を達成するためには、合理的な保証を提供することを意図した取締役会、監査役会、経営者およびその他の構成員によって、内部チェック機能が遂行されなければならない。すなわち内部統制は会計的な統制のみならず、一連の業務手続のなかに組み込まれ、業務上の不正、誤謬等をチェックするシステムである。

内部統制のなかで重要なのが取締役会である。それ故に取締役会を活性化される必要が生じるのである。取締役会の活性化には、取締役会の戦略的決定機能と業務執行機能の分離であり、取締役会の人数のスリム化および社外取締役制度の導入等が考えられる。執行役員制度は、取締役会の戦略的決定機能を担う取締役と特定の事業分野の責任者としての業務執行役員とを分離して、取締役自体の人数を減らす制度であり、取締役会のスリム化のために考慮する必要がある。同時に監査役会の機能を強化することも重要である。

しかしながら株主重視型経営つまりアメリカ式経営スタイルは、経済全体の資源配分の効率化および企業競争の強化という国際的調和の観点から望ましい経営スタイルといえるであろう。しかし資本効率を重視するあまりに、従業員の解雇をとまなう非採算部門の切り捨てにつながり、経営リスクを従業員に押しつける結果が生じる。従って企業と従業員との信頼関係は崩れ、従業員の士気が低下する恐れさえ惹起するであろうことは想像にかたくないのである。

Ⅶ. 株主資本利益率の導入

株主重視型の経営とは株主の利益拡大のための経営である。そこで企業の実力を測る一つの指標が株主資本利益率⁽¹⁾ (Return on equity = ROE) である。ROE は株主から預かった資本を、どれだけ効率的に企業経営に使用し利益をあげたかを表す指標である。資本に対する利益の比率が高ければ高いほど、その会社は資本を効率的に用いて経営しているということになる。

(1) 三輪豊明著；やさしくわかる国際会計基準のポイント，フットワーク出版，1999年，p. 64 を参照。

株主の利益を守るためには、企業情報が適切に開示されなければならない。企業情報を株主に伝える最も有効な手段は決算書であり、決算書の内容を充実させなければならないのである。その主たるものが貸借対照表である。貸借対照表は企業が持つ経済的資源や財務構造を簡潔な形で報告することを目的としている。つまりある時点での財務状態を報告することが最大の役割である。

貸借対照表が説明している経済的資源は、企業経営に使われている資金の運用形態、つまり具体的な資産の運用状況を意味しているのである。資産のなかには建物や製造設備のように付加価値を生み出すプロセスに投下されているような状態の資産、つまり非金融資産と現金、預金および売掛金のように、投下に向けて待機中あるいは投下後の回収過程にある資産、すなわち金融資産がある。

資金の効率的な運用の程度や企業の支払い能力などをみるときは、貸借対照表のなかの株主資本および第3者に対する債務構成の割合、つまり株主資本比率と負債比率、現金および預金や有価証券などの手許流動性の豊富さ、売掛債権や在庫などの相対的な大きさ、すなわち債権と在庫の回転期間などがある。

株主は企業に資金を出資し、資金運用を特定の経営者に委託するのである。資金運用の結果、資本が増えれば株主の利益であり、株主の出資に対する配当として支払われるか、あるいは企業に留保されて事業資金として再投資に回される。この株主の出資金と過去の利益に対する社内留保分との合計が、株主の持分、つまり企業の残余財産に対する請求権であり、貸借対照表の資本の部である。

株主資本は株主の企業に対する出資金および出資金運用の成果である利益のうち、株主に配当されずに再投資に向けられた社内留保分、つまり利益剰余金で構成される。株主出資金は全額が資本金であり、資本金と資本準備金の合計額でもある。企業の利益のうち配当として株主に支払われずに再投資用にとっておく分が、社内留保利益である。そして過去からの社内留保利益の蓄積が、利益剰余金として貸借対照表に記載される。従って当期業績が赤字であっても、利益剰余金が残っている限り、それを配当に回すことは可能であるが、利益剰余金の残高以上に配当することはできないのである。

投資がうまくいけば利益が得られ、株主資本も増える。反対に投資に失敗すれば、投資は回収できなくなる。売れない製品が在庫の山を築けば、資産価値は目減りし、損失が発生する。それ故に株主資本は減少するのである。例えば株主および不動産に対する投機行為の場合も同様の結果が惹起する。

(12) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年，pp. 59～70 を参照。

企業資金は株主資本、銀行借入金および社債という形で企業に供給される。それが貸借対照表では資本と負債とに分けて表示される。負債は第三者に対する支払い義務を表わすものであるから、その債務すべてを把握し、貸借対照表に載せなければならない。すなわちオンバランス (On balance) しなければならないのである。資本と負債という性質の異なる2つの調達資金が、一緒になって企業活動に不可欠な様々な資産に投資されるのである。

貸借対照表の資産は、現金、預金、売掛金および棚卸資産のような流動資産と、建物、機械装置、投資有価証券のような固定資産および繰延資産とに大きく分類される。資産を流動資産と固定資産とに分類する場合、原則として現金としての回収が予定される期間が、1年以内のものを流動資産に、1年を超えるものを固定資産に分類するワン・イヤー・ルール (One year rule) が適用されている。しかし業種や業態によっては、原材料の仕入れから販売代金回収までに、1年を超える正常な営業循環期間とする企業の棚卸資産をワン・イヤー・ルールの例外として流動資産に分類する。また1年以上の後に支払い期限がくる長期負債があったとしても、その支払いに充てられる資金が正常な営業循環基準で流動資産として分類される資産、例えば仕掛品など、その負債を流動負債として扱われている。

流動資産と流動負債の差額が運転資本であり、企業の支払い能力を評価する重要な指標である。従って国際会計基準では、資金の回収期限の長短よりも、事業活動の性格を一層重視するスタンス (Stance) をとり、資産と負債の満期日に関する情報を注記として開示しなければならない。

転換社債および新株引受権付社債⁽¹³⁾つまりワラント債は負債の一部である。転換社債には株式への転換権が付与され、ワラント債には新株引受権が付与されている。

(13) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経B P社，1998年，pp. 77～75を参照。

社債は民間事業会社が発行する債券であり、わが国では普通社債のほか転換社債およびワラント債が発行されている。通常社債という場合には普通社債を指す。普通社債とは民間事業会社が長期資金の調達手段として発行する債券のことである。転換社債とは発行会社の株式に転換する権利が認められた社債のことである。転換社債は発行後一定期間を置いて開始される転換請求期間中に株式への転換が行われる。しかし社債のまま保有することも株式に転換することも自由である。しかしながら、株式に転換されると再び社債に戻すことはできない。社債から株式への転換は発行時に定められた価格、つまり転換価格で行われる。

ワラント債は社債権者に対して、所有する社債権の一定割合を限度として、発行会社に新株の発行を請求し、発行時に定められた価格で、新株を買付け権利が付与された社債である。新株引受権の行使は社債発行後一定期間において権利行使される期間中に行われるが、新株引受権の行使を行わなくてもよい。

従って社債発行後に株価が上昇すれば、社債権保有者はその権利を行使し、時価より安い価格で株式を取得することができる。転換社債は転換権が行使されれば、転換社債はなくなり、その代りに資本が増える。ワラント債の場合には、新株引受権が行使されれば、新株発行に対して、契約によってあらかじめ定められた一定価格で払い込まれるから、その分だけ資本は増えることになるけれども、社債はそのまま残ることになる。

ワラント債には分離型と非分離型がある。分離型は権利部分と社債部分が分離されており、別々に流通する。権利部分は新株のプレミアムであり、事業取引に関係がないから、資本の一部として取り扱われる。転換社債と非分離型ワラント債は、権利部分と社債部分が分離されずに、一体として流通するものである。それ故に国際会計基準では、転換社債の転換権とワラント債の新株引受権との社債部分とを切り離す会計を採用しているのである。

その他に種々なる会計基準⁽¹⁴⁾が呈示されている。国際会計基準では、請負い期間や金額に関係なく、すべて長期請負い契約についての工業進行基準が適用されている。従って工事損失が予測される場合には、その時点で直ちに損失を計上し、例えば工事着工以前であっても、直ちに損失を計上しなければならない。すなわちストックを重視する会計であり、契約の締結を前提としているのである。

また国際会計基準では、割賦販売に関して、商品の引渡し時に商品代金の回収の可能性は大きく、回収代金の測定も可能であるという理由から、販売基準が採用されている。

さらに国際会計基準では、事業活動のうちで例外的に起り、しかも異常と思える経済事象しか、特別損益言い換えれば異常損益としては扱われないのである。すなわち経営者の管理能力外の経済事象、例えば天災地変による損失、外国政府の政変などによる海外子会社の接収などである。

国際会計基準では、見積りを故意に違えるか、または計算の誤りや事実誤認などが原因で、過去の決算書に重大な誤りがある場合、過年度の決算書そのものが誤っているとし、決算書を修正して作り直すことが原則とされている。しかしながら国によっては法律で過去の決算書が修正できない場合があるが、その場合には注記のなかで過年度決算書の修正後の金額を開示しなければならない。

むやみやたらな会計基準の変更を防止するためには、正当な理由がある場合に限り、しかも変更した場合には、その事実を注記することを条件に、継続性の変更が

(14) 白鳥栄一著；国際会計基準，日経B P社，1998年，pp. 83～92 を参照。

認められている。国際会計基準では、新基準を前期以前の遡及に適用し、前期以前の財務諸表を計算し直すことになっている。前期以前の財務諸表を新基準で修正し、それを改めて今年度の財務諸表と比較する形で開示しなければならない。すなわち新基準で過去の財務諸表を修正し直し、それを期間の比較情報として開示する方が、的確な情報を利害関係者に提供できるという考え方である。

あ と が き

国際会計基準は、投資家、債権者、株主、従業員、取引先、金融機関、消費者、地域社会、国家など、企業にとって利害関係がある者の立場や目的から、企業情報をそれぞれ利用する点に着目しているのである。その会計の目的を利害関係者が、経済的な意思を決定する際に、必要な情報を正確に提供するために重要な手段である。そうして企業上の利害関係者は、企業の置かれている状況によって、利益を得たり、損失を被ったりするのである。利害関係者の基本的な行動に対して、経営状況がどうなっているかという情報を、正しく提供しなければならない義務を負っている。また企業にとっては、提供する情報によって、利害関係者と一層深い関係を結び、そのために資金調達が容易になることも事実である。

国際会計基準は、連結財務諸表、連結損益計算書を主とする連結決算書の作成をはじめ、キャッシュ・フロー計算書を付加しなければならない。また子会社の資産および負債を時価で評価しなければならない。さらに年金会計、金融資産の時価評価の導入ばかりでなく、新しく税効果会計の導入が認められている。

本稿において、これらの会計に関する事項を凝視する前に、国際会計基準では、子会社の範囲をどのように規定しているかを一瞥し、連結決算に関連会社としてどのように結び付けているかを知ることである。そして国際会計基準における連結決算書の報告は、それぞれ企業との利害関係者と深淵な関係を維持することであり、そのためには株主資本利益率に注視する経営が必要であろうと考える。

国際会計基準は、名称に示されている通り、グローバルな会計基準を提供し、各国が共通の決算報告書を作成し、グローバルな利害関係者に正しい情報を提供することにある。従って各企業も自国のみにおいて、安住の地を求めてばかりではおられない。厳しく複雑多岐に亘る会計基準を認識し、金融関連の規制緩和および自由化に対応した会計ビッグ・バンに対処せねばならない。企業の M & A、異業間の連携による親会社の設立、企業のカンパニー制の導入、あるいは持株会社の設立など、企業を取り巻く環境も大きく変化の渦中にある。中小企業といえども、その浪風を避けて通ることはできないのである。

最後に多年講読を続けている日本経済新聞よりの情報記事に多くのものを与えられたことをも附記する次第である。(March 31, 2000)

参 考 文 献

- I. 白鳥栄一著；国際会計基準，日経BP社，1998年。
- II. 澤 昭人，濱本 明著；ひとめでわかる会計ビッグバン，東洋経済新報社，1999年。
- III. 西川郁生監修，国際会計基準専門部会著；よくわかる国際会計基準，中央経済社，1999年。
- IV. 三輪豊明著；やさしくわかる国際会計基準のポイント，フットワーク出版，1999年。
- V. 秋山純一著；国際会計実務詳解，中央経済社，1999年。
- VI. 西田憲司監修，日本公認会計士協会京滋会編著；税効果会計入門 Q & A，清文社，1999年。
- VII. 森井昭顕著；日本の金融改革，広島経済大学経済研究論集，1998年。
- VIII. 森井昭顕著；ビッグ・バン後の日本経済，広島経済大学経済研究論集，1999年。